

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0401	障がい者等在宅生活支援事業

事業期間	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	<input type="checkbox"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------------------------------	-----------------

《事業目的》
障がい者の能力及び適性に応じた、自立した日常生活支援

《事業開始の背景》
障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう実施。特にも、市の独自事業（地域生活支援事業中心）を推進。

《事業概要》
○相談支援事業
相談支援事業所委託、自立支援協議会運営、各種相談員設置
○地域生活支援事業
地域生活支援事業委託、地域生活支援各種補助（日常生活用具給付補助等）、職親委託等
○補助・給付事業
難聴児補聴器購入費補助、特別障害者手当等の給付、住宅改造補助、福祉タクシー券の給付等
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付
○精神障害者生活支援員による相談支援

市民参画の有無 []

《事業展開の留意事項》

《成果指標》

項目	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 住み慣れた地域で暮らしている障がい者の割合	%	目標	98.0	98.0	
		実績	97.4	97.3	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

分野	担当部(機関)	担当課(機関)	担当係長	(内線)
暮らし	健康福祉部	障がい福祉課	大川尚子	517

	24年度	当初(現計)	補正	25年度	26年度
事業費	158,415				
財源内訳	国県支出金	73,313			
	地方債				
	その他				
	一般財源	85,102			

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

●相談支援事業 27,720千円
①相談支援事業委託 25,680千円
委託先:しおん(光林会)、こぶし相談室(ふれあいの里福祉会)、あけぼの(社協)
②自立支援協議会運営委託 1,000千円 (H24当初 1,133千円)
委託先:あけぼの(社会福祉協議会)
③相談員設置 1,040千円
身体障害者相談員19人、知的障害者相談員7人

●地域生活支援事業 81,143千円
①地域生活支援事業委託 3,553千円
視覚・聴覚障害者生活支援、要約筆記ボランティア派遣、声の広報・点訳広報、福祉機器リサイクル、点訳ボランティア養成、手話通訳者ボランティア養成【新規】、手話奉仕員養成【新規】
※手話奉仕員養成→ろうあ者協会へ委託(599)、それ以外は社協へ委託(2,954)
【新規追加事業内容】(総合支援法の施行により意思疎通支援者を養成する事業が必須化)
・手話通訳者ボランティア養成事業 160千円
委託先:社会福祉協議会
対象:一般(高校に案内したが応募なし)
内容:5回講座を年2回開催。ボランティアから奉仕員への移行を促す位置付け。
・手話奉仕員養成事業 599千円
委託先:ろうあ者協会花巻支部
対象:一般
内容:5月から2月 毎週土曜 2時間半×32回=80時間
(年間80時間の受講により奉仕員としての登録が可能)

②地域生活支援事業補助 73,465千円
日常生活用具給付補助(21,991)、自動車改造補助(578)、運転免許取得補助(0)、訪問入浴サービス補助(15,724)、移動支援補助(1,814)、日中一時支援補助(18,512)、芸術文化講座開催補助(549)、地域活動支援センター事業補助(819)、利用者負担金補助(294)、地域活動支援センターI型(13,041)、憩いの場開放事業(143)

障がい者等在宅生活支援事業 (とよまとめ総括表)

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0401	障がい者等在宅生活支援事業

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること

【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

<p>③職親委託 2,040千円 知的障害者の就労の推進を図るため、職親5名に生活指導・技能取得訓練等を委託。</p> <p>④その他の地域生活支援事業 2,085千円 コミュニケーション支援のため、手話通訳者を窓口に配置したほか、必要時に通訳者を派遣した。</p> <p>●扶助的事業 45,897千円</p> <p>①特別障害者手当等給付 34,890千円 特別障害者手当 延べ1,004人(H24:950人) 障害児福祉手当 延べ603人(H24:597人) ※国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、支給水準の是正が実施される。(特例水準の解消)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">特別障害者手当 26,260円</td> <td style="padding: 5px;">障害児福祉手当 14,280円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">H25. 10月分～ 26,080円 (▲0.7%)</td> <td style="padding: 5px;">H25. 10月分～ 14,180円 (▲0.7%)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">H26. 4月分～ 26,000円 (▲0.3%)</td> <td style="padding: 5px;">H26. 4月分～ 14,140円 (▲0.3%)</td> </tr> </table> <p>②福祉タクシー給付 7,986千円 対象者:身体障害者(1級～2級等)、知的障害者 A程度、精神障害者 1級 利用制限:利用制限を撤廃 助成額:1枚 580円 → 1枚 500円 交付枚数:1月あたり3枚(年間36枚) 予算額 交付枚数 19,900枚×利用率90%×@500円=8,955千円</p> <p>③在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成 620千円</p> <p>④小児慢性特定疾患児日常生活用具給付 195千円</p> <p>⑤車いす健康診査 224千円</p> <p>⑥精神障がい者等相談支援事業 824千円</p> <p>⑦社会参加促進事業(障がい者スポーツレクリエーション交流会) 9千円</p> <p>⑧その他経費(事務的経費) 1,149千円</p>	特別障害者手当 26,260円	障害児福祉手当 14,280円	H25. 10月分～ 26,080円 (▲0.7%)	H25. 10月分～ 14,180円 (▲0.7%)	H26. 4月分～ 26,000円 (▲0.3%)	H26. 4月分～ 14,140円 (▲0.3%)	<p>●在宅生活支援事業 3,655千円</p> <p>①身体障害者住宅改造補助 2,164千円 対象者:身体障害者(1級～3級) 補助対象工事費:上限110万円 → 上限65万円 補助額:対象工事費の2/3 上限73.3万円 → 上限43.3万円 補助件数:4件 → 5件 予算額 43.3万円×5件=2,165千円</p> <p>②難聴児補聴器購入助成補助 354千円【新規】 身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等程度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成 対象者:両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満 負担割合:県1/3、市1/3、自己負担1/3 予算内訳:耳あな型(オーダーメイド)@141,110円(基準価格)×2/3≒94千円…① ①…94千円×6台=564千円</p> <p>③各種団体補助金 1,137千円 身体障害者福祉協会補助(631)、三障がい連絡会補助(82)、手をつなぐ育成会補助(424)</p>
特別障害者手当 26,260円	障害児福祉手当 14,280円						
H25. 10月分～ 26,080円 (▲0.7%)	H25. 10月分～ 14,180円 (▲0.7%)						
H26. 4月分～ 26,000円 (▲0.3%)	H26. 4月分～ 14,140円 (▲0.3%)						

平成 25 年度 事務事業マネジメントシート [事後評価]

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	03	01	03	0401	障がい者等在宅生活支援事業

総合計画	政策	保健・医療・福祉のネットワーク 3 拡充で安心のまちづくり	施策	高齢者や障害者がまちで暮らす真の ノーマライゼーションへの取り組み
目的	障がい者の能力及び適性に応じた、自立した日常生活支援			
対象	在宅等で生活している障がい者及びその家族			
意図	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるようになる			

《事業概要》…上記目的を実現するための事業手法を記載すること

- 相談支援事業
相談支援事業所委託、自立支援協議会運営、各種相談員設置
- 地域生活支援事業
地域生活支援事業委託、地域生活支援各種補助（日常生活用具給付補助等）、職視委託等
- 補助・給付事業
難聴児補聴器購入費補助、特別障害者手当等の給付、住宅改造補助、福祉タクシー券の給付等
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付
- 精神障害者生活支援員による相談支援

市民参画の有無 []

市民協働の形態	<input type="checkbox"/> 共催	<input type="checkbox"/> 実行委員会・協議会	<input type="checkbox"/> 事業協力・協定
	<input type="checkbox"/> 後援・協賛	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> 委託

活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 日常生活用具給付件数	件	計画	2,329	2,774	
		実績	2,223	2,325	
② 障がい者相談等件数	人	計画	12,000	12,000	
		実績	15,476	15,162	
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(計画)
① 住み慣れた地域で暮らしている障がい者の割合	%	目標	98.0	98.0	
		実績	97.4	97.3	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			

要因分析

達成度 目標値より高い 概ね目標値どおり 目標値より低い

サービスを必要とする障がい者に対して、相談支援事業所などを通じ必要なサービスを提供した。
こころの健康や精神障がいについての相談が増えており、各保健センター及び委託先である支援センターあけぼのに対応している。

《環境変化、意見・要望》…環境変化はないか？ 意見や要望が寄せられていないか？

・法律名称変更（H25.4～障害者自立支援法⇒障害者総合支援法） ・地域生活支援事業に事業追加（手話奉仕員養成研修事業） ・難聴児補聴器購入助成事業実施 ・障がい福祉サービスの対象範囲に難病患者等（18歳未満）が追加

目的妥当性	<p>公共関与の妥当性</p> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	障がい者が自立に向けた日常生活が送れるよう、障がい者とその家族への相談支援を行うとともに、適切なサービスの提供に努めてきた。
有効性	<p>成果の向上余地</p> <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	年々、相談件数やサービス利用は増加しているが、相談から適切なサービス提供に繋げるため、市と相談支援事業所さらには自立支援協議会との連携や情報収集などに、さらに努めていく必要がある。
効率性	<p>事業費・人件費の削減余地</p> <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> どちらも削減余地がない	相談件数やサービス利用者は増加傾向で、相談内容も複雑な事例が多く、解決まで多くの時間を費やしている。委託による相談事業の継続は必須であり、削減の余地がない。
公平性	<p>受益と負担の適正化余地</p> <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	サービスを必要とする障がい者に、必要な障がいサービスが提供されるよう努めた。また、相談支援事業所を三事業者に委託するなど、障がい者のサービス利用向上に努めてきた。

《総合評価》…上記評価結果の総括

・相談支援事業所やサービス提供事業者と連携し、障がい者に遅滞なく必要なサービスが提供され、自立した日常生活が営まれるよう支援に努めた。
 ・地域生活支援事業としてH25年度より手話通訳ボランティア養成事業、手話通訳奉仕員養成事業（委託）を実施し、聴覚障害者への理解及び社会参加を促進するための基盤整備を図った。
 ・身体障害者手帳の交付対象とならない中・軽度の難聴児の補聴器購入費に対し補聴器購入費に対し補聴器購入助成事業を実施、3名に助成を行った。
 ・障害者総合支援法においてH25.4月より障がい福祉サービスの対象となった難病患者に対し、日常生活用具3件、補装具費1件を支給決定した。